

京都市告示第194号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	山科西野山経91号線	山科区西野山中臣町41番地の1地先 同町57番地の3地先		

(建設局土木管理部道路明示課)